

新規上場申請のための半期報告書

(第6期中)

自2025年10月 1 日
至2026年 3 月31日

Allganize Holdings株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 中間連結財務諸表	16
(1) 中間連結貸借対照表	16
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	18
中間連結損益計算書	18
中間連結会計期間	18
中間連結包括利益計算書	19
中間連結会計期間	19
(3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	20
【注記事項】	21
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25
[期中レビュー報告書]	巻末

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年9月30日
【中間会計期間】	第6期中（自2025年10月1日 至2026年3月31日）
【会社名】	Allganize Holdings株式会社
【英訳名】	Allganize Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 イ チャンス
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番1号
【電話番号】	03-4400-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 小林 健作
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目3番1号
【電話番号】	03-4400-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 小林 健作

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 中間連結会計期間	第5期
会計期間	自2025年10月1日 至2026年3月31日	自2024年10月1日 至2025年9月30日
売上高 (百万円)	933	1,336
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	384	△5
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	320	9
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	339	15
純資産額 (百万円)	3,312	2,961
総資産額 (百万円)	3,864	3,572
1株当たり中間純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	23.3	△35.1
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	85.7%	82.9%
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	20	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△63	△18
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1	△11
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	3,241	3,116

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第6期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 当社は、第5期中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、第5期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は3,864百万円となり、前連結会計年度末に比べ291百万円増加いたしました。

これは主に現金及び預金125百万円、売掛金及び契約資産125百万円、無形固定資産56百万円がそれぞれ増加したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は552百万円となり、前連結会計年度末に比べ59百万円減少いたしました。これは主に、契約負債50百万円が減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は3,312百万円となり、前連結会計年度末に比べ350百万円増加いたしました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益320百万円を計上したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

近年の急速な技術革新により、生成AI（Generative AI）市場は世界的に拡大傾向にあります。特に、大規模言語モデル（LLM）の進化やAI技術の低価格化を背景に、企業における業務効率化や顧客体験向上に対する期待が高まっており、生成AIの活用は今後ますます広がることが予想されます。

このような環境の中、当社はAlli LLM App Marketを基盤として、顧客の業務効率化を支援することにより、安定して事業を継続・拡大することができました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高933百万円、営業利益192百万円、経常利益384百万円、親会社株主に帰属する中間純利益320百万円となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ125百万円増加し、3,241百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは20百万円の増加となりました。これは税金等調整前中間純利益384百万円が主な資金増加要因となった一方、売掛金及び契約資産の増加124百万円、為替差益146百万円などが資金減少要因となったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは63百万円の減少となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出61百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは1百万円の増加となりました。これは新株予約権の発行による収入10百万円があった一方で、リース債務の返済による支出9百万円によるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間連結会計期間末におけるグループ全体の研究開発活動の金額は51百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

(注) 2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、定款第6条に定める発行可能株式総数を70,000,000株へ変更しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (2026年3月31日)	提出日現在発行数（株） (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,889,458	18,415,288	非上場	単元株式数 100株
A種優先株式	3,580,448	-	非上場	-
A-2種優先株式	3,229,750	-	非上場	-
B種優先株式	3,145,883	-	非上場	-
計	17,845,539	18,415,288	-	-

(注) 1. 2026年6月19日開催の取締役会決議により、A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき、2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は同日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。なお、2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

2. 2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 中間会計期間末現在発行数と提出日現在発行数の差異は、新株予約権の行使による普通株式の増加によるものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	第17回新株予約権（ストック・オプション）
決議年月日	2026年2月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社従業員 18名
新株予約権の数（個）※	154,622（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 154,622株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（米ドル）※	1.1（注）2
新株予約権の行使期間※	2026年3月1日～2035年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（米ドル）※	発行価格 1.1 資本組入額 0.55（注）3
新株予約権の行使の条件※	（注）4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※新株予約権の発行時（2026年2月20日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.1米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあ

っては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i) 上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記に定めるところと同様とする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に定めるところと同様とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 承継会社による新株予約権の取得

上記に定めるところと同様とする。

(10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

	第18回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2026年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 1名
新株予約権の数(個)※	15,000(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 15,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(米ドル)※	1.1(注) 2
新株予約権の行使期間※	2026年3月1日～2035年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(米ドル)※	発行価格 1.1 資本組入額 0.55(注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※新株予約権の発行時（2026年2月20日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整することができる。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}{1}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(i)「調整後対象株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を、(ii)「調整後対象株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)で除した割合をいう。

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してされる出資の財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1.1米ドルとし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を執り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) 本新株予約権者は、当社普通株式に係る株式のいずれかの金融商品取引所への上場日から起算して180日間経過するまで、本新株予約権を行使することはできない。ただし、本新株予約権者は、(i) 当社の総株主の議決権の過半数が第三者に対して譲渡される場合又は当会社が株式交付子会社となる株式交付をする場合、若しくは、(ii) 支配権移転取引等(当社定款第12条の9に定義される)を実行することを当社が承認した場合は、この限りではない。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) (i)当社が消滅会社となる合併についての合併契約、(ii)当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画(但し、当社の全て又は実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。)、(iii)当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、(iv)当社が完全子会社となる株式移転計画、(v)本新株予約権の目的である種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、(vi)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当社が、当該種類の株式に係る単元株式数を定款に定めている場合にあっては、当該単元株式数に株式併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)、又は(vii)特別支配株主による株式売渡請求が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社と本新株予約権の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する承継会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類
承継会社の普通株式とする。
 - (3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(i)上記第2項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、(ii)交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定めるところと同様とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、承継会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 承継会社による新株予約権の取得
上記に定めるところと同様とする。
 - (10) その他の条件については、承継会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年10月1日～ 2026年3月31日 (注) 1	普通株式 322,960	普通株式 7,889,458 A種優先株 式 3,580,448 A－2種優 先株式 3,229,750 B種優先株 式 3,145,883	5	87	5	1,545

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、A種優先株式、A－2種優先株式、B種優先株式のすべてにつき、株主による取得請求権の行使に基づき2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A－2種優先株式、B種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。なお、当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(5) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
イ・チャンス	アメリカ合衆国テキサス州ケイティ市レッ ド・レン・シル2111番地	7,403,998	41.49
Atinum Growth Fund 2020	2F, Je-il Bldg. 9, Teheran-ro 103-gil, Gangnam-gu, Seoul, 06173, Korea	2,243,151	12.57
KDDI Open Innovation Fund III L.P.	東京都渋谷区桜丘町10番11号	1,045,774	5.86
Interinvest Deep-Tech Fund	511, Yeongdong-daero, Gangnam-gu, Seoul 06164, Korea(#1701 Trade Tower, Samseong-dong)	988,778	5.54
Sparklabs Ventures Ignition Fund, LP	50 Woodside Plz, Ste 329 Redwood City, California 94061, U.S.A.	759,857	4.26
Murex Wave No.3 Fund	2F, 18-6, Dosan-daero 45-gil, Gangnam- gu, Seoul, Republic of Korea	633,197	3.55
SK Telecom Innovation Fund L.P.,	4151 Burton Drive Santa Clara, CA 95054	622,190	3.49
Smart Korea Naver-Stonebridge Rising Fund	16F, KFAS B/D, 211 Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul, Korea	560,788	3.14
KDDI Open Innovation Fund II L.P.	東京都渋谷区桜丘町10番11号	464,996	2.61
Laguna Young Entrepreneur Fund No.1	902-ho, 17, Teheran-ro 88-gil Gangnam- gu, Seoul, Korea	345,009	1.93
計	—	15,067,738	84.43

(注) 発行済株式の総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,889,458 A種優先株式 3,580,448 A-2種優先株式 3,229,750 B種優先株式 3,145,883	7,889,458 3,580,448 3,229,750 3,145,883	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	17,845,539	—	—
総株主の議決権	—	17,845,539	—

(注) 2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、発行済株式総数の株式数は18,415,288株、総株主の議決権の数は184,120個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、連結財務諸表規則第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例について

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,116	3,241
売掛金及び契約資産	206	332
仕掛品	0	1
その他	76	66
流動資産合計	3,399	3,642
固定資産		
有形固定資産	113	97
無形固定資産		
ソフトウェア	-	56
無形固定資産合計	-	56
投資その他の資産		
繰延税金資産	25	33
その他	33	34
投資その他の資産合計	59	67
固定資産合計	172	221
資産合計	3,572	3,864
負債の部		
流動負債		
未払金	106	75
リース債務	19	21
契約負債	187	136
賞与引当金	44	14
未払法人税等	6	60
その他	81	68
流動負債合計	446	377
固定負債		
リース債務	79	67
退職給付に係る負債	75	84
繰延税金負債	5	16
資産除去債務	4	5
固定負債合計	165	174
負債合計	611	552

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	82	87
資本剰余金	4,619	4,624
利益剰余金	△2,123	△1,803
株主資本合計	2,577	2,908
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	383	403
退職給付に係る調整累計額	0	0
その他の包括利益累計額合計	383	403
純資産合計	2,961	3,312
負債純資産合計	3,572	3,864

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	933
売上原価	315
売上総利益	617
販売費及び一般管理費	※ 424
営業利益	192
営業外収益	
受取利息	43
為替差益	151
その他	4
営業外収益合計	198
営業外費用	
支払利息	6
その他	0
営業外費用合計	6
経常利益	384
税金等調整前中間純利益	384
法人税等	64
中間純利益	320
親会社株主に帰属する中間純利益	320

【中間連結包括利益計算書】

【中間連結会計期間】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
中間純利益	320
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	19
退職給付に係る調整額	△0
その他の包括利益合計	19
中間包括利益	339
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	339

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	384
減価償却費	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△30
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	11
受取利息及び受取配当金	△43
支払利息	6
為替差損益 (△は益)	△146
売上債権の増減額 (△は増加)	△124
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1
未払金の増減額 (△は減少)	△41
契約負債の増減額 (△は減少)	△51
その他	△3
小計	△18
利息及び配当金の受取額	52
利息の支払額	△6
法人税等の支払額	△6
営業活動によるキャッシュ・フロー	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1
無形固定資産の取得による支出	△61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△9
新株予約権の発行による収入	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	1
現金及び現金同等物に係る換算差額	166
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	125
現金及び現金同等物の期首残高	3,116
現金及び現金同等物の中間期末残高	※3,241

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
給料手当	121百万円
賞与引当金繰入額	3
退職給付費用	5

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)	
現金及び預金勘定	3,241百万円
現金及び現金同等物	3,241

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはAIソリューション事業単一セグメントであり、顧客の契約から生じる収益の内訳は以下の通りです。

当中間連結会計期間(自2025年10月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	韓国	米国	合計
顧客との契約から生じる収益	520	378	34	933
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	520	378	34	933

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年10月1日 至2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	23円28銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	320
普通株主に帰属しない金額(百万円)	142
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	177
普通株式の期中平均株式数(株) (うち普通株式数(数)) (うちA種優先株式数(株)) (うちA-2種優先株式(株)) (うちB種優先株式数(株))	17,589,484 (7,633,403) (3,580,448) (3,229,750) (3,145,883)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第17回新株予約権 新株予約権の数 154,622個 普通株式 154,622株 第18回新株予約権 新株予約権の数 15,000個 普通株式 15,000株

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式については、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、A種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年7月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式、A-2種優先株式及びB種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 3,580,448株

A-2種優先株式 3,229,750株

B種優先株式 3,145,883株

(2) 交換により交付した普通株式数 9,956,081株

(3) 交換後の発行済普通株式数 18,415,288株

(単元株制度の採用)

当社は、2026年7月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月30日

Allganize Holdings株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島藤 章太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 宗

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているAllganize Holdings株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Allganize Holdings株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上